

## 措置状況総括表

平成26年9月19日公表分

平成25年度監査テーマ:徳島県企業局に関する事務の執行全般について

指摘・意見の数 指摘20(うち措置済み18, 検討中2, 未措置0) 意見40(うち措置済み26, 検討中14, 未措置0)

担当課別の措置状況 (※1つの指摘・意見が複数の課等にまたがる場合があるため, 上記「指摘・意見の数」とは一致しない。)

事業・担当課等	措置状況	指 摘			意 見				
		措置済み	検討中	未措置	措置済み	検討中	未措置		
I 電気事業		8	7	1	0	13	7	6	0
	経営企画戦略課	5	4	1	0	9	5	4	0
	電力課	1	1	0	0	2	1	1	0
	工務課	1	1	0	0	1	1	0	0
	総合管理事務所	1	1	0	0	1	0	1	0
II 工業用水道事業		8	7	1	0	11	8	3	0
	経営企画戦略課	3	2	1	0	7	5	2	0
	電力課	1	1	0	0	1	1	0	0
	工務課	3	3	0	0	2	1	1	0
	総合管理事務所	1	1	0	0	1	1	0	0
III 土地造成事業		2	2	0	0	6	4	2	0
	経営企画戦略課	1	1	0	0	6	4	2	0
	工務課	1	1	0	0	0	0	0	0
IV 駐車場事業		2	2	0	0	5	4	1	0
	経営企画戦略課	2	2	0	0	5	4	1	0
V 各事業に共通する問題		7	7	0	0	13	7	6	0
	経営企画戦略課	4	4	0	0	8	4	4	0
	電力課	1	1	0	0	3	2	1	0
	工務課	2	2	0	0	2	1	1	0
	合計(※)	27	25	2	0	48	30	18	0
	構成比	100%	92.6%	7.4%	0%	100%	62.5%	37.5%	0%

# 措置状況一覧表

平成25年度監査テーマ：徳島県企業局に関する事務の執行全般について

## I 電気事業

報告書	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
9-10	1 人件費の配分	人件費については、事業ごとに合理的に区分した配分がなされるべきである。たとえば、複数の事業の事務を処理している職員については、執務時間に応じて配分する等の処理を行うべきである。(意見)	複数の事業にまたがる事務に係る人件費については、合理的な配賦基準に基づいて各事業に配賦する方法について検討中である。(企業局経営企画戦略課)	検討中
10-13	2 退職給与引当金	平成26年度から新地方公営企業会計基準が適用になり、退職給付引当金(現行の上記「退職給与引当金」と同じ)についても新地方公営企業会計基準に則った処理が必要となる。新地方公営企業会計基準を忠実に遵守すれば、上記のような問題の大部分は改善されることになるものの、一部の問題についてはそうとも言い切れない。 企業局においては、現在の会計処理に上記のような問題があることを認識し、新地方公営企業会計基準のみではカバーできない問題について適切に対処し、適正な退職給付引当金を計上するべきである。 また、四国電力との売電価格改定時には適正な退職給与金を前提とした改定がなされるよう交渉すべきである。(意見)	平成26年4月1日より新会計基準に沿った金額を計上した。このことにより、従前は事業によって異なっていた計上基準は同一の基準となった。 また、平成26・27年度の売電料金における退職給付引当金については、新地方公営企業会計基準に則った適正な額を織り込んでいる。 なお、知事部局との人事交流に係る退職金支給負担額に関しては、平成26年1月7日に総務省から示された「公営企業会計に過去に所属した職員及び現在所属している職員について、期間按分を行うのが原則であるが、システム対応等の準備が整わない期間については、人員構成等に大きな違いがない場合は、合理的な見積もりとして、各職員についての期末要支給額の合計額として、現在所属している職員の、一般会計負担分を控除する前の期末要支給額を採用することも可能である」との見解に基づき、現在企業局に所属している職員の期末要支給額全額を企業局負担分として算定している。(企業局経営企画戦略課)	措置済み
13-14	3 修繕引当金	平成26年度から新地方公営企業会計基準が適用になり、修繕引当金及び特別修繕引当金(現行では「修繕準備引当金」として総称されている)についても新地方公営企業会計基準に則った処理が必要と	平成26年4月1日より新会計基準に沿った修繕引当金及び特別修繕引当金を計上した。このことにより、従前は事業によって異なっていた計上基準は同一の基準となった。(企業局経営企画戦略課)	措置済み

		<p>なる。</p> <p>新地方公営企業会計基準を遵守すれば上記の問題はおのずと解決されるものであるところ、企業局においては現在の会計処理に問題があることを認識し、適正な修繕引当金、特別修繕引当金を計上すべきである。(意見)</p>		
14-16	4 他会計への貸付金	<p>他会計への貸付金について、地方公営企業では独立採算制が要求されることに鑑み、適正な金利の設定を行うべきである。</p> <p>また、低利での貸付について、その算出方法、根拠の記載がされていない伺いが見受けられたが、今後はそのようなことがないようにすべきである。(意見)</p>	<p>平成25年度の貸付けについては、貸付金利を預託期間1年の大口定期預金の金利により設定し、伺い時には、利率算定の根拠や算出方法を明記した。(企業局経営企画戦略課)</p>	措置済み
16-19	5 各種報告書	<p>企業局は、報告書等の重要性を十分に意識し、加筆、訂正等記載方法について適式な方法、手続をとるよう徹底すべきである。また、報告書等に写真を添付する場合には、その写真は報告書等の内容に応じて必要とされる鮮明さを確保するべきである。さらに、報告書等については統一的な整理、管理を心掛けるべきである。</p> <p>企業局は、機械設備等の修繕の要否については、電気系統の設備以外についても客観的な基準を設けるべきである。(指摘)</p>	<p>報告書等の加筆、訂正等記載方法については、適正な方法、手続きが徹底できるように、改善策として処理方針を定め、平成26年3月24日に企業局掲示板(Joruri)に掲示し、周知した。また、あわせて写真についても、できるだけ鮮明なものを添付することとし、報告書等を是正した場合には、総合管理事務所の控えも同様の是正を行い、統一的な整理・管理を行うよう周知した。</p> <p>機械設備等の修繕の要否については、可能なものから、客観的な基準について整理していく。(企業局電力課・工務課)</p>	措置済み
19-22	6 個別契約について ①長安ロダム資料館業務(委託契約)	<p>資料館の業務委託の一者随意契約は速やかに見直すべきである。基本的には競争原理の働く方法による契約とすべきであるが、少なくとも相見積もりをとるなどして契約金額の妥当性を客観的に裏付ける手続は取るべきである。</p> <p>資料館の人件費負担について、那賀町に応分の負担を求めるべきである。</p> <p>資料館が来館者にとって魅力的なものになるように、展示内容を見直すなど、資料館の有効な利活用を再検討すべきである。(意見)</p>	<p>平成27年度の委託契約については、複数者から参考見積もりを徴収するなど、契約金額の妥当性を客観的に裏付けるための方策を検討する。</p> <p>また、人件費負担については、業務内容に応じた負担方法等について平成26年度に那賀町と協議する。</p> <p>なお、展示については、これまでも適時見直しをしているが、さらに有効な利活用について研究する。(企業局経営企画戦略課・総合管理事務所)</p>	検討中

22-24	②浄化槽の清掃及び保守点検業務（委託契約）	坂州発電所及び長安ロダム資料館浄化槽清掃保守点検業務は、一者随意契約ではなく、見積合わせ随意契約あるいは入札等の手続によるべきである。もっとも、今後も1者が毎回辞退し続けたり、2者の見積もり金額が適切でなかったりするなど、価格競争を経っていないと考えられる状態が続く場合には、那賀町と協議して上記2者以外の事業者も契約できる条件を整えるなどして、見積合わせ随意契約ないしは入札等、価格競争を経た手続による契約締結に向けて具体的に対応すべきである。（指摘）	業務委託可能な全業者を対象として見積合わせを行い、平成26年度は、2者から見積書の提出があり最低価格の1者と随意契約を実施した。このことにより、一者随意契約は回避し、競争性を確保した。（企業局経営企画戦略課）	措置済み
24-25	③浄化槽の清掃及び保守点検業務（委託契約）	吉野公舎浄化槽清掃保守点検業務は、一者随意契約ではなく、見積合わせ随意契約あるいは入札等の手続によるべきである。もっとも、今後も1者が毎回辞退し続けたり、2者の見積もり金額が適切でなかったりするなど、価格競争を経っていないと考えられる状態が続く場合には、那賀町と協議して上記2者以外の事業者も契約できる条件を整えるなどして、見積合わせ随意契約ないしは入札等、価格競争を経た手続による契約締結に向けて具体的に対応すべきである。（指摘）	業務委託可能な全業者を対象として見積合わせを行い、平成26年度は、2者から見積書の提出があり最低価格の1者と随意契約を実施した。このことにより、一者随意契約は回避し、競争性を確保した。（企業局経営企画戦略課）	措置済み
25-26	④産業廃棄物の処分業務（委託契約）	見積合わせ随意契約により契約を締結するにしても、相見積もりを依頼する事業者数が少ないと競争原理が機能しにくくなる上、辞退する事業者が現れた場合には一者随意契約となってしまふ。これでは価格競争原理は機能せず、経済合理性の観点から不適切である。 産業廃棄物の処分業務に関しては、上記問題点を解消するための具体的な方策を講じて、実質的な価格競争を確保し、経済合理性の追求を意識すべきである。（意見）	平成25年度の産業廃棄物の処分業務については、見積依頼業者数の拡大を行って、平成24年度には1者であった見積提出者が4者となり、実質的な価格競争の確保を図った。このことにより、一者随意契約を回避し、競争性を確保した。（企業局経営企画戦略課）	措置済み
26-27	⑤川口ダムゲート制御装置保守業務（委託契約）	制御装置など、以後に保守が必要となる設備を新たに設置あるいは交換などする場合には、その時点で設計製作者以外の業者も保守点検業務に参入できるような配慮をすべきである。 また、すでに設置してしまっている現在の制御装	平成27年度に更新を予定している川口ダムゲート制御装置などの新設、交換時には、設計製作者以外の者が保守点検に参入できるような具体的な方策を検討する。 また、設置済の制御装置の保守点検については、平	措置済み

		置についても、別の業者にて保守点検をすることが現実的に可能か否かを具体的に検討すべきである。仮にそれが困難であるとしても、契約金額が客観的に妥当であることを裏付けるような方策を具体的に検討すべきである。(意見)	成26年度から入札方式により実施する。(企業局電力課)	
27-28	⑥追立ダム取水口監視業務(委託契約)	追立ダム取水口監視業務については、価格競争の働かない一者随意契約は経済合理性の観点から回避すべきで、本業務においても入札あるいは見積合わせ契約により契約を締結すべきである。(指摘)	追立ダム取水口監視業務は、出水により取水口スクリーンを塞ぐゴミ・枝葉を除去する業務となっており、平成26年6月2日に入札を行った。(企業局経営企画戦略課・総合管理事務所)	措置済み
28-29	⑦日野谷発電所主配電盤一式製造請負契約(物品購入契約)	本契約については、その価格の大きさに鑑みても、是非とも競争原理が働く方法によって契約締結がなされるべきであった。企業局は、本契約において入札者が1者にとどまった原因を十分に調査、検討し、今後はこのような事態が生じないように、具体的な対応をとるべきである。(意見)	より一層競争原理が働くよう、今後、水車発電機等の更新時には、汎用性の高い機器の採用を検討していく。(企業局経営企画戦略課・電力課)	検討中
29-30	⑧静電浄油機購入(物品売買)	静電浄油機購入については、一般競争入札の形式を取っているものの、実際には1者しか入札に参加しておらず、価格競争原理が働いていない。実際に締結された契約額を見ても、メーカーとの一者随意契約よりも明らかに高額となっており、価格競争原理が働いていないことが裏付けられている。 結局、県内企業への優先発注は、今回のケースについて言えば結果的に特定の企業に対する利益にしかなっていないというほかはなく、直ちにこの状況を改善する方策を検討する必要がある。 具体的には、価格競争原理が働かず契約金額が不合理に高額になってしまうことが見込まれる契約については、県内企業への優先発注にこだわらず、広く県外の業者も入札資格を認めるなど、入札方法を十分に検討し、価格競争原理の機能する一般競争入札にすべきである。(指摘)	庁内で推進している「県内企業優先発注」や「県内産資材の優先仕様の実施指針」に基づき執行しているが、関係部局と協議の上、特殊な物品については、競争原理が働くような仕組みを具体的事案に応じて検討する。(企業局経営企画戦略課)	検討中
30-31	⑨川口ダム調整池流木処理用焼却炉煤煙等測定(委託契約)	落札業者が長期に渡って同じ業者のままの状態が継続する場合には、その原因を十分に調査、検討し、具体的な対応をとるべきである。	焼却処分していた川口ダムの流木については、有効利用を図るため、平成22年度から利活用者への試験譲渡を行っており、平成26年度から全量譲渡するこ	措置済み

		少なくとも、指名業者を追加、あるいは変更するなどの対応はなされるべきである。(意見)	ととしている。このため、当委託業務は廃止となった。(企業局工務課)	
31-38	7 地域振興事業・水源かん養事業	企業局は、地域振興事業あるいは水源かん養事業の実施にあたって、事業の具体的な必要性、継続性、事業あるいは補助対象事業における支出の具体的な必要性、支出額抑制の可能性などを十分に検討し、経済合理性を意識して、効率的な事業の実施を心掛けるべきである。(意見)	平成26年度からは、事業審査におけるチェック項目について、継続性及び経済合理性を増やしており、今後とも、知事部局や関係町と連携して、地域振興、水源かん養事業としての目的に沿って、具体的な必要性、継続性等に配慮しながら、補助対象経費の内容確認や精査を行い、事業の効率的・効果的な事業運営に努める。(企業局経営企画戦略課)	措置済み
38-39	8 四国電力の設備	各発電所内の四国電力所有管理にかかる設備については、使用許可の手続を経るべきである。(指摘)	平成26年3月26日付けで、四国電力に対して行政財産使用許可を行った。(使用期間：平成26年3月27日～平成28年3月31日)(企業局経営企画戦略課)	措置済み
39-41	9 土地取得の手続	企業局は、土地取得にあたっては確実に登記手続ができるよう処理すべきである。 現在未登記の状態にある土地については、可能な限り速やかにその状態を解消すべきである。(意見)	土地の登記手続きについては、工事着手までに確実にを行うこととしている。未登記の土地については、ダム等の施設を建造した当時の諸事情から発生したものと考えられ、その解消に向け、取り組んでいく。(企業局経営企画戦略課)	検討中

## II 工業用水道事業

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
46-47	1 人件費の配分	人件費については、事業ごとに合理的に区分した配分がなされるべきである。たとえば、複数の事業の事務を処理している職員については、執務時間に応じて配分する等の処理を行うべきである。(意見)	複数の事業にまたがる事務に係る人件費については、合理的な配賦基準に基づいて各事業に配賦する方法について検討中である。(企業局経営企画戦略課)	検討中
47-49	2 退職給与引当金	平成26年度から新地方公営企業会計基準が適用になり、退職給付引当金(現行の上記「退職給与引当金」と同じ)についても新地方公営企業会計基準に則った処理が必要となる。新地方公営企業会計基準を忠実に遵守すれば、上記のような問題の大部分は改善されることになるものの、一部の問題につい	平成26年4月1日より新会計基準に沿った金額を計上した。このことにより、従前は事業によって異なっていた計上基準は同一の基準となった。 なお、知事部局との人事交流に係る退職金支給負担額に関しては、平成26年1月7日に総務省から示された「公営企業会計に過去に所属した職員及び現在所	措置済み

		<p>てはそうとも言い切れない。</p> <p>企業局においては、現在の会計処理に上記のような問題があることを認識し、同基準のみではカバーできない問題についても適切に対処し、適正な退職給付引当金を計上するべきである。(意見)</p>	<p>属している職員について、期間按分を行うのが原則であるが、システム対応等の準備が整わない期間については、人員構成等に大きな違いがない場合は、合理的な見積もりとして、各職員についての期末要支給額の合計額として、現在所属している職員の、一般会計負担分を控除する前の期末要支給額を採用することも可能である」との見解に基づき、現在企業局に所属している職員の期末要支給額全額を企業局負担分として算定している。(企業局経営企画戦略課)</p>	
49-50	3 修繕引当金	<p>平成26年度から新地方公営企業会計基準が適用になり、修繕引当金及び特別修繕引当金(現行では「修繕準備引当金」として総称されている)についても新地方公営企業会計基準に則った処理が必要となる。</p> <p>新地方公営企業会計基準を遵守すれば上記の問題はおのずと解決されるものであるところ、企業局においては現在の会計処理に問題があることを認識し、適正な修繕引当金、特別修繕引当金を計上するべきである。(意見)</p>	<p>平成26年4月1日より新会計基準に沿った修繕引当金及び特別修繕引当金を計上した。このことにより、従前は事業によって異なっていた計上基準は同一の基準となった。(企業局経営企画戦略課)</p>	措置済み
50-52	4 作業報告書	<p>企業局は、報告書等の重要性を十分に意識し、加筆、訂正等記載方法について適式な方法、手続をとるよう徹底すべきである。また、報告書等については、統一的な整理、管理を心掛けるべきである。(指摘)</p>	<p>報告書等の加筆、訂正等記載方法については適正な方法、手続きが徹底できるように、改善策として処理方針を定め、平成26年3月24日に企業局掲示板(Joruri)に掲示し、周知した。また、あわせて報告書等を是正した場合には、総合管理事務所の控えも同様の是正を行うとともに、年度毎、日付順に整理するなど、統一的な整理・管理を行うよう周知した。(企業局電力課・工務課)</p>	措置済み
52-53	5 個別の契約について ①吉野川北岸工業用水道ガスタービン設備補修工事	<p>本件のガスタービン発電機補修工事については、本来一般競争入札によって契約を締結するべきであり、それがどうしてもできないとしても相見積もりなどの次善の策を取るべきであった。(意見)</p>	<p>今後は、競争原理が働くよう、原則として入札方式を採用することとする。(企業局電力課)</p>	措置済み
53-54	②吉野川北岸工業用水道 管路復旧工事	<p>競争入札が実施できないような緊急性があったか検証するために、過去の事実が検証できるよう作成</p>	<p>工業用水道管の漏水事故については、局内で情報共有を図るとともに過去の事実が検証できるよう、今後</p>	措置済み

		した資料を統一的に整理, 管理すべきである。(意見)	は工事書類と関連づけて統一的に管理を行うこととする。(企業局工務課)	
54-56	③吉野川北岸工業用水道 事業用地除草業務 (委託契約) 阿南工業用水道 事業用地除草業務 (委託契約)	本件業務委託についても, 経済合理性の観点から, 見積もり合わせ随意契約若しくは競争入札による契約締結がなされるべきである。 特に, 本件業務委託のように長期にわたって同一の相手と一者随意契約を締結することは, できる限り避けるべきである。(指摘)	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号において, 福祉施設等(シルバー人材センターを含む)から物品等の調達を受ける場合については, より一層競争性を確保するため, 平成26年度からは, 複数の福祉施設等から見積書を徴し, 見積もり合わせによる随意契約を行った。(企業局経営企画戦略課)	措置済み
56-57	④阿南工業用水道 防潮遮水壁補修業務 (委託契約)	本件業務委託については, 経済合理性の観点から, あるいは客観的な公正性を確保する観点から, 相見積もりあるいは競争入札による契約締結がなされるべきであった。(指摘)	平成26年5月26日に6者見積もりにより契約を締結し, 競争性を確保した。(企業局工務課)	措置済み
57-58	⑤吉野川北岸工業用水道泥土処理業務	本件業務委託については, 経済合理性の観点から, 競争入札による契約締結がなされるべきである。(意見)	平成26年度から入札方式により契約した。(企業局経営企画戦略課・総合管理事務所)	措置済み
58-59	⑥吉野川北岸工業用水道取水口監視業務 (委託契約)	本件業務委託についても, 経済合理性の観点から, 競争入札による契約締結, あるいは相見積もりによる契約締結がなされるべきである。 そして, 本業務の履行状況については, もっと具体的な報告の提出を求めるなど, 実質的な確認ができるように検討すべきである。(指摘)	平成26年度は, 委託を取り止め, 受託者が実施していた業務は次により対応することとした。 ①毎日1回以上の取水口付近の巡視, 河川の濁り状況 →平成26年度は, 暫定的に職員が実施する。 →次年度以降については, さらなる監視の方法について検討する。 ②取水口の除じん作業 →職員が点検時等に実施する。 (企業局経営企画戦略課・総合管理事務所)	措置済み
59-61	⑦浄化槽の清掃及び保守点検業務 (委託契約)	随意契約を締結するにあたり, 相見積もり金額を依頼する業者があまりに少なくなっている状況に鑑み, 事業を実施しうる業者数が増えるように各自治体と協議し, あるいはその他具体的な対応を検討すべきである。(意見)	①吉野川北岸工業用水道取水場 業務委託可能な5者を対象として見積合わせを行い, 2者から見積書の提出があった。 ②吉野川北岸工業用水道浄水場 業務委託可能な2者を対象として見積合わせを行い, 2者から見積書の提出があった。 ③阿南工業用水道 業務委託可能な3者を対象として見積合わせを行い, 2者から見積書の提出があった。	措置済み



			④阿南公舎 業務委託可能な3者を対象として見積合わせを行い、2者から見積書の提出があった。 (企業局経営企画戦略課)	
61-62	⑧吉野川北岸工業用水道 取水口堆積土砂除去業務 (委託契約)	指名競争入札で、十分な競争を確保できないと想定される場合には、地域性にこだわらずにその周辺他地域にある事業者も対象にして指名競争入札を実施すべきである。特に本件では、指名業者の範囲を地域的に限定しすぎていると思われるところ、指名業者の対象範囲の見直しをする必要がある。 また、入札の実施時期については、不必要な費用が発生することがないように適切な時期に実施すべきである。(意見)	発注については、年度当初における土砂の堆積状況を確認し、除去の必要が生じた場合に実施する。 当該箇所のように、河川区域内で、渇水期間内に工期が限られる場合は、その工期を勘案し第3四半期に入札手続きを行う。なお、平成26年度は、4月17日に取水口外部点検を実施した結果、堆積泥土量が少なかったため実施しない。 また、市場の動向を十分に把握し、最新の材料・労務単価を使用するとともに、標準の積算に加え、少額工事における現場条件を踏まえた工事価格の算定を実施する他、労働者不足や資機材の調達遅延にも配慮した工期の設定や現場代理人の配置要件の緩和など、入札参加しやすい環境を整え、十分な競争性が確保できるよう努める。(企業局工務課)	検討中
62-65	⑨吉野川北岸工業用水道 配水管路連結地質調査業務 (委託契約)  ⑩吉野川北岸工業用水道 撫養川水管橋管路調査業務 (委託契約)	上記問題事例⑩においては、工事当時の交渉等の経過を記録した資料が残されておらず、また上記問題事例⑨では統一的に保管されていないために、当時の経過を事後的に検証することが困難になっている。よって、契約変更に関係する事実についてはきちんと記録し、かつ適切に保管しておくべきであった。 また、追加業務によって企業局が費用負担をする事態はできる限り回避すべきであって、現地調査や事前の入札条件の確認、業務中の指示などを慎重に行い、かつ追加業務の要請に対してはその可否をきちんと検討すべきであるが、企業局にはその意識が希薄である。特に、安全監視船の追加は必要性があったか否か判然とせず、地元関係団体の言いなりで追加したと評価されてもやむを得ない。(指摘)	地元関係者と協議を行った内容を記録した業務報告書や徳島県設計業務共通仕様書に基づく変更指示書や工事打ち合わせ簿については、一連の書類として保管した。 工事発注前には、これまで以上に現地調査や状況の確認に努めるとともに、現場条件や予期しない気象状況により、やむを得ず変更を生じた場合については、設計変更指示書により行う。 安全監視船については、現場状況により、その可否を十分に検討し、必要性が明らかとなるよう資料整理を行う。(企業局工務課)	措置済み
65-66	6 未売水	企業局は、新たな効果的な努力を試みることにより、新規の契約を締結し、あるいは契約水量を増加	機会ある毎に、受水企業等を訪問し、契約水量の増量要望や雑用水としての利用拡大などの取り組みを進	措置済み

		するなどして、速やかに未売水を解消すべきである。 (意見)	めており、その結果、平成26年度には、阿南工業用水道の契約水量を2000m <sup>3</sup> /日増加することができた。今後も、より一層、未売水解消に向けた取り組みを進めていく。(企業局経営企画戦略課)	
67-68	7 未収金	未収金債権の管理をもっと厳格にすべきであり、弁護士など法律専門家と緊密に連携し、回収手続を確実に進める必要がある。 他方で、回収可能性がないと見込まれる債権については、速やかに債権放棄をして管理の負担の軽減を図るべきである。(指摘)	現在残っている未収金(1件)については、回収が非常に困難になっているが、今後、弁護士など法律専門家の意見も聞きながら、解決に向け取り組んでいく。(企業局経営企画戦略課)	検討中
68-69	8 土地取得の手続	企業局は、土地取得にあたっては確実に登記手続ができるよう処理すべきである。 現在未登記の状態にある土地については、可能な限り速やかにその状態を解消すべきである。(意見)	土地の登記手続きについては、工事着手までに確実にを行うこととしている。未登記の土地については、施設建造当時の諸事情から発生したものと考えられ、その解消に向け、取り組んでいく。(企業局経営企画戦略課)	検討中

### Ⅲ 土地造成事業

報告書	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
72-73	1 土地造成事業の独立採算制	電気事業や工業用水道事業に比べると事業規模が小さいため必要とされる人件費は少ないが、独立採算制の観点からは事業を行っている以上適正な人件費を配分のうえ計上すべきである。(意見)	複数の事業にまたがる事務に係る人件費については、合理的な配賦基準に基づいて各事業に配賦する方法について検討中である。(企業局経営企画戦略課)	検討中
73-74	2 西長峰工業団地の賃貸借について ①西長峰工業団地のリース料について	リース料は分譲価格と均衡を保つように設定すべきであり、客観的な議論を経ないままリース料を調整する形で誘致施策を実施することは適当ではない。 (意見)	既に、リース契約が締結されており、現実的に対応できないが、今後は、客観的な議論を経て対応する。 (企業局経営企画戦略課)	措置済み
74-75	②西長峰工業団地リースの契約保証金の減額について	交渉当初に企業側から企業立地にあたって契約保証金の減額を条件とした提示があったのならまだしも、そのような事情もないのに契約直前に企業局の不利益になるように変更したのは問題である。(意見)	既に、リース契約が締結されており、現実的に対応できないが、今後は、客観的な議論を経て対応する。 (企業局経営企画戦略課)	措置済み

75-76	③西長峰工業団地リースにあたっての土地造成改良工事について	リース料に反映することなく全額企業局負担で土地造成改良工事を行ったのは疑問である。 誘致施策として必要であると考えるのであれば、客観的な議論を経たうえで実施されるべきであった。(意見)	既に、リース契約が締結されており、現実的に対応ができないが、今後は、客観的な議論を経て対応する。(企業局経営企画戦略課)	措置済み
76-78	3個別の契約について	西長峰工業団地の除草作業の委託契約については、企業局自身による競争入札の実施を検討し、仮に不利な部分があるのなら企業局の入札手続を見直すべきであった。 また、巡回監視の委託契約については、相見積もりを取るなどして経済合理性を追求する、あるいは契約の妥当性を示す手続をとるべきであった。(指摘)	平成26年度以降については、除草すべき土地が売却されたため、こうした業務については発生しない。(企業局経営企画戦略課・工務課)	措置済み
79-81	4未登記土地の問題	企業局は、不動産の取得、処分にあたっては所有権移転登記を確実に行うよう徹底すべきである。 企業局は、阿波市と連携し、西長峰工業団地に残っている未登記土地について、具体的な解決に向けた検討をすべきである。(意見)	未登記地の解消に向けて、阿波市と連携し、具体的な解決に向けて引き続き検討する。(企業局経営企画戦略課)	検討中
81-82	5代替地残地の問題	代替地残地については、なお継続して処分することを検討すべきである。 阿南市柳島町の土地については、工業用水道事業への売却等、会計の独立性に適う処理を検討すべきである。(意見)	土地の形状不良や土地の一部に地役権が設定されていること等から、直ちに処分することは困難な状況であるが、その処分に向けた対応を引き続き検討する。 阿南市柳島町の土地については、平成27年度を目途に工業用水道事業への売却を検討する。(企業局経営企画戦略課)	措置済み

#### IV 駐車場事業

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
85-93	1 藍場町地下駐車場及び松茂駐車場の指定管理者制度 ①各指摘・意見とそれに対する措置、同	形式的な措置にとどまっていたり、措置の内容が不十分なものについては、指摘・意見の趣旨に沿った措置を講じるよう再検討すべきである。(意見)	平成26年度に実施の指定管理者の募集、選定等の際して、選定委員には、応募団体の役員だけでなく、その他の利害関係者も選定できないようにすることや審査基準のより一層の合理性、公平性、公正性の確保など、募集要項、選定方法等について様々な角度から	措置済み

	措置に対する意見		検討し改善した。(企業局経営企画戦略課)	
93-94	②指定管理者が発行するサービス券の取扱いについて	サービス券の取扱いについては、不明確あるいは不適切な部分が見受けられる。管理期間終了後のサービス券の取扱いについて、指定管理者との間で早急に合意内容を確認する書面を交わすとともに、今後の募集にあたっては募集要項等でサービス券の取扱いを明記すべきである。(指摘)	外部監査人の指摘のとおり、現指定管理者との平成26年度の年度協定書において、指定管理期間終了時点で、現指定管理者が販売したサービス券のうち、未使用のサービス券がある場合は、当該サービス券の代金に相当する額を次の指定管理者に引き継ぐことを明記した。 また、次回の指定管理者募集にあたっては、募集要項にサービス券の取扱いを明記する。(企業局経営企画戦略課)	措置済み
94-95	③変動納付金について	変動納付金の算定の基礎となる利用料金収入は、収入ベースではなく実際利用ベースとすべきである。 また、指定管理者に支払った補償金について、実態は利用料金収入と同一視できるものであるにもかかわらず変動納付金の対象となる利用料金収入としていないのは不当である。今後はこのようなことがないようにすべきである。(指摘)	外部監査人の指摘の主旨に沿って、変動納付金の算定の基礎となる利用料金収入は、収入ベースではなく実際利用ベースとすることとし、次回の指定管理者募集にあたっては、募集要項に明記する。利用料金収入を実際利用ベースとすることにより、指定管理者に支払った補償金は、利用分が実際に利用された年度の利用料金収入となり、未利用分は翌年度に引き継いで、翌年度以降の利用された年度の利用料金収入となっていくため、すべての補償金の変動納付金算定の対象となる。 また、平成24年度の指定管理業務報告書について、利用料金収入は実際利用ベースとなるよう修正させる。 平成25年度以降の指定管理業務報告書はこの方式によるものとする。 その結果、平成24年度及び25年度の変動納付金は発生しなかった。(企業局経営企画戦略課)	措置済み
95-96	2 駐車場事業の独立採算制 ①人件費の配分について	電気事業や工業用水道事業に比べると事業規模が小さいため必要とされる人件費は少ないが、独立採算制の観点からは事業を行っている以上適正な人件費を配分のうえ計上すべきである。(意見)	複数の事業にまたがる事務に係る人件費については、合理的な配賦基準に基づいて各事業に配賦する方法について検討中である。(企業局経営企画戦略課)	検討中
96	②藍場町地下駐車場の地下部分の利用料について	独立採算制の観点を踏まえて利用料について適正な対価の支払を再検討すべきである。(意見)	徳島県都市公園条例第15条に、公共の用のために都市公園を使用する場合には、知事は使用料を免除できる旨が規定されており、藍場町地下駐車場は、県が公共施設として設置した駐車場であることから、この	措置済み

			条例に基づき減免を受けている。駐車場の経営状況は、平成20年度以降、駐車台数の減少傾向が続くなど厳しい状況にあることから、公営駐車場として引き続き減免を受け、より一層の県民サービスの向上に努める。 (企業局経営企画戦略課)	
96-97	3財団法人徳島県企業公社清算時の手続 ①徳島県企業公社が発行したサービス券の処理について	企業局は、徳島県企業公社解散時に、債務を含めて慎重に残余財産を検討すべきであった。(意見)	徳島県企業公社は平成24年3月31日をもって解散し、その清算処理は、既に完了をしているが、ご意見は真摯に受けとめたい。(企業局経営企画戦略課)	措置済み
97-98	②清算終了時の処理について	企業局は、徳島県企業公社を所管する団体として、徳島県企業公社の清算終了が、法令等に基づき正確に行われるよう、残余財産を正確に記載した決算報告書の作成や未払金の処理、正確な日付による清算終了登記について必要な指導等を行うべきであった。(意見)	徳島県企業公社は平成24年3月31日をもって解散し、その清算処理は、既に完了をしているが、ご意見は真摯に受けとめたい。(企業局経営企画戦略課)	措置済み

#### V 各事業に共通する問題

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
99-100	1 個別の契約について ①単価契約（健康診断）	健康診断の契約締結においては、競争入札若しくは見積合わせ随意契約の実施を検討すべきである。(意見)	現在、平成27年度以降の健康診断の契約締結に関し、見積合わせ随意契約等の手法を検討している。(企業局経営企画戦略課)	検討中
101	②単価契約（ガソリン）	ガソリン給油については、直ちに企業局自らが単価契約を締結すべきである。 ガソリン給油の契約締結においては、入札の実施を検討すべきである。(指摘)	平成26年度からガソリン給油について企業局として単価契約を導入するとともに、庁舎からの距離等の条件により見積業者を選定して、原則見積合わせにより契約を締結した。 県庁近郊（徳島市）では5者から見積を取り、勝浦発電所近郊（勝浦町）及び川口ダム近郊（那賀町）では業者が複数存在しないため、それぞれ1者から見積を取った。(企業局経営企画戦略課)	措置済み

101-102	③総合管理事務所一般廃棄物処理委託業務	平成11年度から今日まで同一業者と契約を締結する状態が継続している状況に鑑み、見積業者を選定する要件を変えるなど、契約のあり方を見直す時期に来ている。選定業者の要件を徳島県の「物品の購入等の契約に係る一般競争入札（指名競争入札）参加資格者名簿」に登録されている徳島市内に所在する事業者限定する必要はなく、もっとその範囲を広げることも考えられる。いずれにしても契約の方法を再検討すべきである。（意見）	平成26年度の一般廃棄物処理の委託業務については、見積依頼業者の拡大を行って、平成24年度には5者であった見積書提出者が6者となり、実質的な価格競争の確保を図った。（企業局経営企画戦略課）	措置済み
102-103	④総合管理事務所浸水対策概略設計業務	価格競争により経済合理性を追求するという観点から、本件については一者随意契約ではなく、競争入札を実施すべきであった。（指摘）	平成26年5月30日契約の詳細設計については、入札方式により実施した。（企業局工務課）	措置済み
103-104	⑤局有車両の整備管理業務	本件委託契約においては、複数の業者からの相見積もりを取る、あるいは競争入札を実施することにより、価格競争を経た上での契約とするべきである。契約締結後には、業者に対して日報などの記録を提出させるなど、具体的に実施した業務の内容を確認すべきである。（指摘）	規制緩和により、企業局は整備管理者を置く必要が無い事業所となったため、企業局車両管理規程を見直し、平成26年度から委託業務を廃止した。（企業局経営企画戦略課）	措置済み
104-105	⑥総合管理事務所清掃及び環境衛生管理業務	平成11年度から今日まで同一業者と契約を締結する状態が継続している状況に鑑み、指名業者を選定する要件を変えるなど、契約のあり方を見直す時期に来ている。総合管理事務所は徳島市中心部に位置しており、徳島県内いずれの場所からも比較的交通の便が良いことからすれば、指名選定業者の地理的要件を広げることも考えられる。いずれにしても契約の方法を再検討すべきである。（意見）	より競争性を確保するため、平成24年度は12者で指名競争入札を行ったところであるが、平成26年度は選定要件の拡大を行うとともに、東部県域としていた地理的要因を県内全域に広げ、16者による指名競争入札を実施した。（企業局経営企画戦略課）	措置済み
105-107	2入札手続等 ①指名競争入札における指名業者の選定	現在の地区割りに基づく指名業者の選定では、十分な競争を確保できない可能性がある。地区割りの見直しを含め、十分な競争が確保されるような指名業者の選定方法に改めるべきである。（意見）	少額工事の競争性を確保し、入札参加しやすい環境を整えるため、標準積算に加え、少額工事における現場条件を踏まえた価格の算定、労働者不足や資機材の調達に配慮した工期の設定、現場代理人の配置要件緩和等の取り組みを実施する。（企業局経営企画戦略課・電力課・工務課）	検討中
107-108	②測量、建設コンサル	測量、建設コンサルタント業務についても、10	請負対象額が1000万円以上の業務について、一	措置済み

	ルタント業務等の入札方式	00万円以上の業務については一般競争入札により執行するようにすべきである。(指摘)	般競争入札を平成26年5月に2件執行した。(企業局経営企画戦略課・電力課・工務課)	
108-110	③当初から契約期間の延伸が予定されている契約	当初から契約期間の延伸が行われる予定の契約については、入札公告等でも予算繰越の決定を条件として契約期間が延伸される旨を明記すべきである。また、本来債務負担行為の議決を経るべきものについては、予算繰越の決定ではなく、債務負担行為の議決を経るべきである。(意見)	平成26年1月1日以降の入札公告において、契約期間の延伸が予定される場合は、その旨を明記している。 また、次年度以降に亘る工期を必要とする契約については、債務負担行為等を決定し執行しており、今後とも予算繰越の削減を図る。(企業局経営企画戦略課・電力課・工務課)	措置済み
110-111	3財産管理 ①公舎	使用していない公舎、必要性が低い公舎については、できるだけ速やかに処分すべきである。 直ちに処分することが困難な事情がある公舎についても、具体的な処分の検討を進めていくべきである。(意見)	老朽化等により使用していない公舎等については、平成26年度中に具体的な処分方針を検討する。(企業局経営企画戦略課)	検討中
111-113	②現物管理の状況	現在の現物管理の手続を見直し、効率的な手続に改めるとともに、備品については実地照合の結果が会計上も反映されるようにすべきである。(意見)	表計算ソフトにより作成された物品の在庫表と備品購入状況を記載した手書台帳を統合し、効率的に財産管理できる方法を検討及び実施する。また、実施照合の結果を企業局の資産状況に適切に反映させる方法を検討する。(企業局経営企画戦略課)	検討中
113-114	4研修費	研修については、そのすべてについて可否を具体的に検討をすべきである。 研修の成果について、企業局自身が画一的に保管し、管理すべきである。(意見)	技術研修については、すべての研修について、総括労働安全衛生委員会及び労働安全衛生推進者会で、研修内容及び職員に応じた可否を検討し、スクラップ・アンド・ビルドを行った。 復命書の保存期限である1年間は、研修報告書を個人で管理せず、各課(所)の決められた場所(キャビネット等)で、保存・管理するよう課内会議・所内会議等で周知徹底した。(企業局経営企画戦略課・電力課)	措置済み
114-117	5各種書類	企業局は、伺い書等の重要性を十分に意識し、訂正その他記載方法について適式な方法、手続をとるよう徹底すべきである。特に、物品購入の必要性、契約方法の選択についてきちんと検討し、これを具体的に記載すべきである。(指摘)	平成26年度から伺い書等について訂正等を行う際は、適切な方法・手続きを取るよう課内会議等で徹底した。また、物品購入の必要性や、契約方法について十分検討し、その具体的な記載を徹底することとした。(企業局経営企画戦略課)	措置済み